運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

2024年4月 八千代交通株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ①お客様を何事も無く、家族のもとへ
- ②法令遵守

当社では、「輸送の安全確保」のため、安全管理規定を策定し「輸送の安全に関する計画」「計画の実行」「実行への評価」「評価による改善」を確実に実行します。

当社では、旅客運送事業者として、旅客の安全輸送が最重要であること。また、社会的責任を自覚し、全社員が常に安心・安全の向上に努めます。

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善を確実に実行し、全社員一丸となり絶えず輸送の安全に努めます。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表致します。

2. 令和6年度 輸送の安全に関する基本的目標

(1) 12年連続 人身事故 ゼロ

(2) 12年連続 物損事故 ゼロ

(3) 12年連続 苦情 ゼロ

(4) 12年連続 故障車 ゼロ

上記、4項目を確実に達成することに、全社員が心を一つに自分のやるべきことを、やり遂げるために、役員・管理職・運行管理者・整備管理者・乗務員・事務職員が、毎月の「全員対象研修会」に出席して、自分の役割や他人の役割を再祖確認し行動するようにしています。

なお、「全員対象研修会」は、シフト勤務なので、出席しやすいように「2日間・昼は2回・夜は1回」に実施しています。

運行中の行動については、乗客の皆様の協力を今年も宜しくお願い致します。

3. 令和5年度 自動車事故報告規則第2条による事故に関する統計(報告)

(1) 自動車事故報告規則第2条により報告を必要とする事故件数は「0件」でした。 (内訳)

①人身事故〇件②物損事故〇件③苦情〇件④故障車〇件

⑤その他、酒気帯び運転等 0件

上記、「0件」の達成は、社員全員が、道路交通法の遵守の他に、健康管理及び 車両の管理などを各担当者が責任もって実施した結果です。

達成に向けて協力いただいた乗客の皆様に心より感謝し報告いたします。

4. 令和6年度 輸送の安全のために講じようとする措置 (別紙1)

- (1) 令和5年度経営管理体制(運輸安全マネジメント)のサイクルを確実に実施する。(株主総会)
- (2) 会社経営方針で「**お客様を何事も無く、家族のもとへ**」を全役員・全社員の使命 と決議する。(取締役会)
- (3) 経営方針達成するためのバス部門事業計画 (P:計画) の策定。
 - ①部門人員数は適正か(管理者・乗務員・運行管理者・整備管理者など)
 - ②車両台数を7台とする(*大型:3台、中型:2台、小型:2台)
 - ③労務管理に無理ないか(最大稼働率月の労働時間・公休・有給休暇・全員正社員の継続などの他、健康診断・運転記録証明書・適正診断など)
 - ④設備の投資計画(車両メンテナンス費用。
 - ⑤研修関係では、特にデジタコ活用の内容を増やしていきたい
 - ⑥安全運行目標の策定の数値目標値(上記、項目2で公表の通りです)
 - ⑦事業の評価、外部でこれまで通り実績ある山形県バス協会にお願いをします。
- (4) 事業計画の進捗管理 (D:実施、C:確認) の策定
 - ①毎月の「経営会議」社長の安全運行について示達、各部門より安全シート(別 紙2)による安全運行の実績の報告、安全統括管理者(常務取締役)より前月の 対策の効果の有無及び今月発生の対応の指示と報告の示達をする。
 - ②毎月の「全員対象研修会」は、社長の安全運行の示達の後に、毎月の「経営会議」で議論された内容のうち特に「全社員が共有し安全運行に取組むべき事項」について、各部門長が詳細な内容と対策について報告する。その後に当事者が反省も含めて報告する。最後に安全統括管理者(常務取締役)が、安全運行の基本や他社の事故発生状況と当社としての対応について示達を行います。

- ③発生した経営課題・社員のモチベーション向上のため必要に応じて次の事業を適 宜実施します。(実施責任者は安全統括管理者:常務取締役)
 - ・外部講師による接客マナー・安全運行の研修会によるマナーと安全運行向上
 - ・役員と乗務員の情報交換会による現場の状況把握
 - ・社長と乗務員の個別面談による「働きがい・生きがい」のなどの情報収集
 - ・外部研修会への出席による安全運転の向上
- (5) 事業計画(運輸安全マネジメント)のサイクルをまわす (A:行動) 事業計画の進捗管理の結果より出てきた課題について、翌年度の事業計画に反映 させることで安全運行の向上を目指します。
- 5. 輸送の安全に係わる情報・組織体制 情報・組織体制については(別紙2)の通りです
- 6. 輸送の安全に係わる教育及び研修の実施 安全・安心を確保するための教育及び研修は(別紙3)の通りです。
- 7. 輸送の安全に係わる内部監査
 - (1) 事業評価は内部からは安全運行管理者が毎月に実施をする。 従って、都度に評価し都度に改善し評価と指摘を行う。
 - (2) 事業評価は外部の方は年度末の3月に山形県バス協会の方にお願いをする。 従って、年間の事業の進捗について評価と指摘を頂く。
 - (3) 当社での毎月の課題の解決と外部からの視点での評価を整理して、翌年度の事業計画策定に反映をさせ、年々安全運行を向上させてまいります。
- 8. 安全管理規程

安全規程については (別紙4) の通りです。

9. 安全統括管理者

道路運送法第22条の2第2講第4号の規定により、次の者を安全統括管理者として選任しております。

・安全統括管理者(常務取締役) 本田 喜義

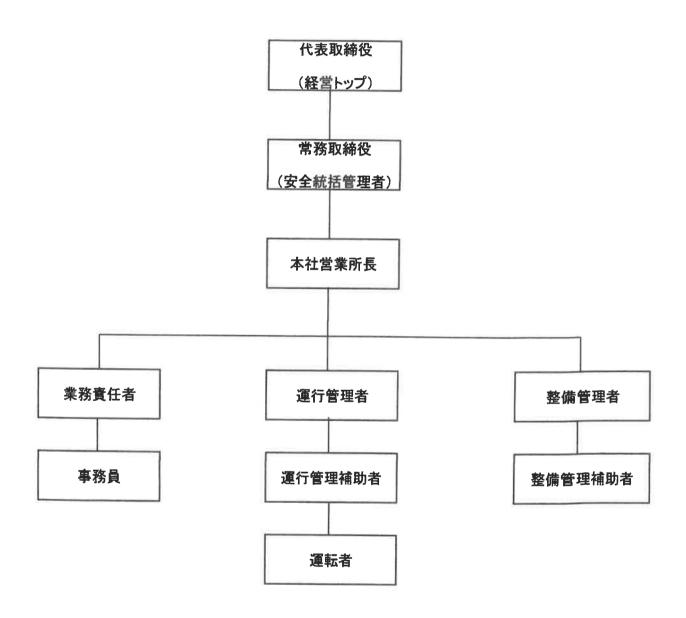
- 10. 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報
 - (1) 運転者の選任人数は8名です。
 - (2) 運行管理者の選任人数は、運行管理者2名、運行補助者5名です。
 - (3)整備管理者の選任人数は3人です。

- (4) 事業用自動車の保有台数については、総台数で7台です。 内訳は、大型車が3台、中型車が2台、小型車が2台です。
- 11. 貸切バス初任運転者に対する添乗による実技指導(6年4月より追加項目) 貸切バスの初任者に対する「特別指導教育実施要領」により次の内容を実施する。
 - (1日目は実車による取扱要領 4時間基本)
 - ① 貸切バスの運転特性の把握(大型・中型・小型の違い)
 - ② 運転支援装置等の操作要領
 - ③ 貸切バスの安全な走行要領
 - ④ 山岳道路の上り・下りの安全な走行
 - ⑤ 高速道路の安全な走行(最高速度の遵守)、IC・料金所の安全な通過
 - ⑥ SA・PA内の安全な走行要領、安全な駐車要領、顧客の安全確保
 - ⑦ 主要な観光地への走行要領・駐車場・危険な道路状況等
 - (2日目は実車指導 8時間基本)
 - ① 市街地走行 車庫~JR 山形駅東口~十日町~七日町~緑町~市役所通り~ 山新十字路~城南町~飯塚街道(道幅狭いので対向車注意)~西部工業団地~ ~長谷堂~みはらしの丘(含む車庫入れ)~黒沢~桜田~車高
 - (3日目は実車指導 8時間基本)
 - ① 山岳道路の上り・下り 車庫~JR 山形駅西口~蔵王温泉~道の駅山形蔵王~ 車庫
 - ② 高速道路 車庫〜道の駅山形蔵王〜山形蔵王 IC〜宮城川崎 IC〜山形蔵王 PA 〜寒河江 IC〜山形蔵王 PA〜宮城川崎 IC〜山形蔵王 IC〜車庫
 - ③ 主な観光地 車庫~山形城址公園~山寺~天童:観光園~寒河江:ふるさと公園 ~車庫

(添乗者の指導歴)

- ① バス部主任(運行管理者・バス部安全運行推進員) 2011年からバス部指導員
- ② バス部チーフドライバー (バス部安全運行推進員) 2011年からバス部指導員

安全管理体制表(組織図)



輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法

次に掲げる事項を記録し、これを適切に保存する。

- 1. 輸送の安全に関する事業運営上の方針にあたっての会議の議事録
- 2. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- 3. 輸送の安全に関する報告連絡体制
- 4. 事故及び災害等の報告
- 5. 安全統括管理者の指示内容
- 6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- 7. 輸送の安全に関する内部検査の結果
- 8. 経営トップに報告した是正措置及び予防措置
- 9. その他、安全管理体制を構築、改善するうえで必要と判断するもの

(社訓)

1. 顧客第一に

地域社会に貢献することを旨とし、親切・誠実に常にお客様に満足な、安全運転を提供しよう。

2. 効率の高い企業

高能率・高賃金を目標とし、無駄なく合理的に生産性を高めよう。

3. 豊かな人間性

自己にきびしく常に相手を尊重し、相互共栄を旨とし、心豊かな人間性の育成に努めよう。



(令和5年度 会社経営方針:取締役会)

1. お客様を何事も無く、家族のもとへ

(全役員・全社員の使命)

(会社の生き残り)

*検証:利用客の苦情情報

2. お客様の満足度県内ナンバーワン (会社の生き残3. 結果として、お客様のご褒美10億円 (社員の倖せ)

4. 全社員行動指針及び人材育成指針 (八千代交通社員としてあるべき姿)



(令和5年度 事業計画:取締役・部門責任者)

(P:計画)

1. 営業計画

(1)タクシー部門 (営業収入高、人員数、車両台数、労務管理、デジタコ活用研修、その他:設備・重要事項)

(2)バス部門 (営業収入高、人員数、車両台数、労務管理、デジタコ活用研修、その他:設備・重要事項)

(3)トラベル部門 (営業収入高、人員数、社用台数、労務管理、その他:設備・重要事項)

(4)管理部門 (保険収入高、人員数、社用台数、労務管理、その他:設備・重要事項)

2. 安全運行目標

(1)タクシー部門

①令和5年度 人身事故 ゼロ

②令和5年度 物損事故 ゼロ

③令和5年度 苦情

ゼロ 4 令和5年度 故障車 ゼロ

(2)バス部門

①令和5年度 人身事故 ゼロ

②令和5年度 物損事故 ゼロ

③令和5年度 苦情 ゼロ

④令和5年度 故障車 ゼロ

(3)トラベル・管理部門

①令和5年度 人身·物損事故 ゼロ

②令和5年度 苦情 労災事故 ゼロ (4) 事業評価

•内部•••安全統括管理者

・外部・・・県バス協・ハイタク協

(5)計画対実績公表

・外部・・・お客様待合室に掲示

・内部・・・会議室・点呼室に掲示

(令和5年度 事業計画の進捗管理)

(D·C: 実行-確認)

1. 毎月の経営会議 (1)出席者

社長、 常務、 (取)タクシー部所長、 (取)バス・トラベル部所長 トラベル課長、 バス部主任、 タクシー部主任

(2)議題

①社長の示達・・・・・営業実績、安全運行実績、お客様の声、業界の動向、その他

②各部の事業進捗報告と対応策・・・・・各部門長より、別紙(損益計算書、安全シート、その他)

③常務の総括・・・・課題・共有・対応(教育・指導)について、各部及び月頭の全員研修会で徹底する

2. 毎月の全員対象研修会(経営会議をうけて)

(1)出席者 常務、 社長、 (取)タクシー部所長、 (取)バス・トラベル部所長、全社員

月頭の月曜日・火曜日の2日間を3回(昼2回・夜1回)に分けて実施 (2)実施日

昼は13:00~14:00、夜は18:30~19:30

(3)内容 ①社長の示達・・・・・営業実績、安全運行実績、お客様の声、業界動向、社員表彰、その他 ②各部門責任者より実績報告(営業実績、事故報告、苦情報告、故障車報告、その他)

常務(安全統括責任者)より、先月の反省と今月の取組事項についての総括と指示

- 3. 発生した経営課題解決と社員のモチベーション向上の為、必要に応じて次の事業を適宜実施する
- (1)実施責任者

常務(安全統括管理者)

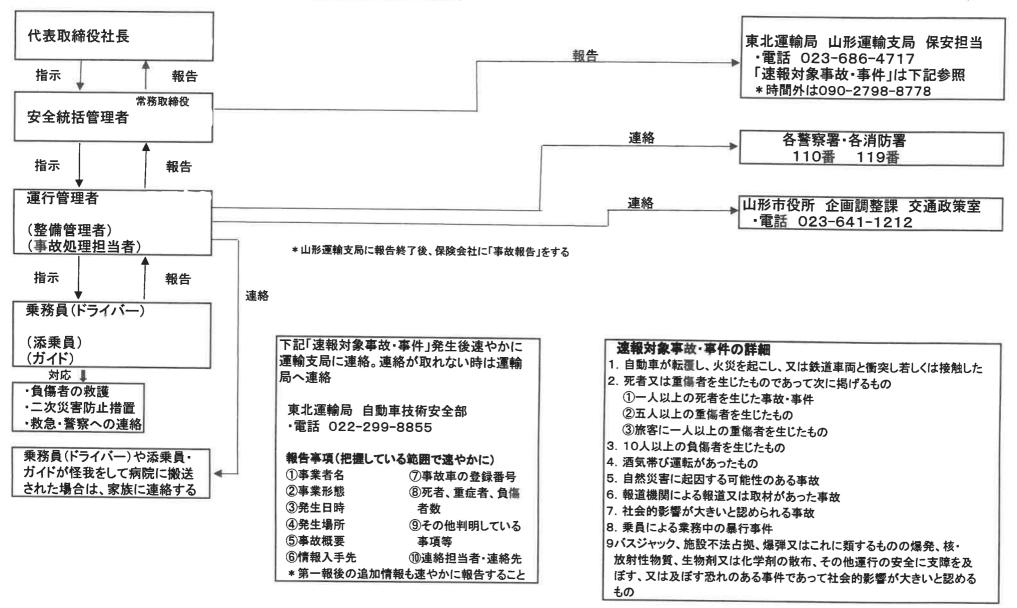
- (2)実施内容
 - ①外部講師依頼による、接客マナー訓練及び安全運行に関する研修会(年に1~2回) ②乗務員との情報交換会(年に1~2回:社長、常務、担当取締役所長)
 - ③社長と乗務員及び管理部門社員の個別面談(年に2回:賞与支給時)
 - ④外部研修会への出席(運行管理者、整備管理者、デジタコ活用、エコドライブ、乗務員、その他)
 - ⑤バス部の安全運行会議を教育・指導・計画に従い実施。なお、終了点呼後の指導は都度実施。

サ 1 ル

を ま

ゎ す

(A:行動)



担当者	実施月	実施項目	実施詳細内容
	4月	1. 事業用自動車を運転する心がまえ	1. 公共的な輸送事業である・・・旅客を安全、確実に輸送することが社会的使命 2. 事業用自動車の交通事故は一般の運転者に与える影響が大きい・・・模範であること (事例として、実際起きた人身事故を例に、原因・防止策について研究し共有化する) 3. 運転マナーを守り、模範運転を心がける ①不用意なクラクション ②運転者・歩行者をにらみつける ③幅寄せする ④追い越しの不適切 ⑤割り込み ⑥信号無視 ⑦前方車等の運転にイライラする ⑧信号無視 ⑨速度超過 ⑩あおり運転 ⑪横断歩道で停車しない ①運行中の携帯・スマホの使用 ③停車中、運転席でシートを倒して寝ている ⑭プロとして、誤解受ける運転はやめる ⑮出庫したら単独業務、運転技術を磨く ⑯会社の社訓、全社員行動指針、人材育成の指針、乗務員服務規程などを理解させる
		2. 春の全国交通安全運動の実施	1. のぼり旗の掲揚及び運動ビラの掲示による安全運行意識の高揚と共有 2. 安全運行項目の点検表による日々の進捗管理
	5月	1. 事業用自動車の運行の安全及び旅客の 安全を確保するために遵守すべき基本 項目	1. 運転者が遵守すべき事項(運輸規則) ・第18条(事故の場合の処置) ①旅客の運送を継続する ②旅客を出発地まで送還すること ③旅客を保護すること ・第19条(事故による死傷者に関する処置) ①死傷者のある時は、速やかに応急手当その他の必要な措置を講ずること ②死者又は重症者のある時は、速やかにその旨を家族に通知すること ③遺留品を保管すること ④死傷者を保護すること
			2. 運転者の遵守事項 ①事故発生時は、運行を中断し、安全統括管理者・運行管理者とともに上記を実施するこの場合、旅客の生命を保護することは、何よりを先んじて行うこと ②旅客が、法令の規定違反・公共の秩序及び善良の風俗に反する行為をするときはこれを制止、若しくは必要な事項を旅客に説明するなどの措置を講じて、安全運行の確保、又は自動車内の秩序を維持するよう努めること
			3. 乗務員の禁止事項 ①危険物の持ち込み ②酒気を帯びて乗務すること(アルコールチエックで確認をする) ②自動車内での喫煙及び旅客の前での喫煙 ③運行時刻前の出発(顧客数の確認をする) ④運行中、業務に必要のない事柄の話をすること

担当者	実施月	実施事項	実施詳細内容
	6月	1. 事業用自動車の構造上の特性	1. バス又はタクシーに合わせた運転をする ①車高感覚(含む行燈)や前方距離感覚に注意する ②内輪差、オーバーハング(尻振り)、死角が多いので注意する ③速度による衝撃力や遠心力の違い、道路逸脱の事故が多い事も確認する 2. 多様化する車両に合わせた運転をする ①バスやタクシーは、大型車・中型車・小型車で長さや幅が違うので注意必要 ②タクシーには、介護車両があるので操作方法はよく習得すること ③車両のカタログや実車で特徴を把握すること
	7月	1. 乗車中の旅客の安全を確保するために 留意すべき事項	1. 「急」のつく運転はしない ①操縦装置(アクセル・ブレーキ・ハンドル)の急な操作による乗客の転倒を防ぐ ②適正な車間距離を保つ運転(急ブレーキは使用しない) 2. カーブ・追い越しはゆっくり行う ①急ハンドルは、遠心力が強く乗客の転倒につながる、又事故の危険性も高くなるのでゆとりあるハンドル操作と安全な速度と十分な車間距離を保つこと ②法定速度の遵守、気象及び道路状況に応じた速度で安全運行すること 3. 乗客の状況を確認する ①運行中の車内転倒を防ぐため、運行中は席の移動をしないように車内案内をする ②運行中のシートベルトの装着が法的に義務なので、その旨案内をする
	8月	1. 旅客が降車するときの安全を確保するために留意すべき事項	1. 乗降時の乗客の安全確保 ①発進、停止時は滑らかに行い乗客の安全を確保する ②駐停車禁止場所での乗降は行わない、又周辺の安全を十分確認してから行うこと 特に、高齢者や障害者の場合は、さらに注意が必要です ③サービス・パーキングエリアでは、走行する車に注意し誘導すること
	9月	1. 主として運行路線・経路又は営業区域における道路及び交通の状況	1. 運行路線・経路における道路・交通情報の把握 ①道路情報、交通規制、交通情報、気象情報、所要時間などの情報を常に把握する ②ヒヤリ・ハットなど危険地点の事前把握をする 2. 情報に基づく安全運行のための留意点 ①安全運行の為、危険個所の運行は避ける、やむ得ずの場合は十分に注意して運行 ②貸切事業の営業区域や出発地・到着地の確認
22		2. 秋の全国交通安全運動の実施	1. のぼり旗の掲揚及び運動ビラの掲示による安全運行意識の高揚と共有 2. 安全運行項目の点検表による日々の進捗管理

40 1/ 42	db ##= 12	中华末年	P.3
担当者	実施月	実施事項	実施詳細内容
	10月	1. 危険の予測及び回避	1. 危険予測運転の必要性
			①事故を起こさないため、危険予測・気象状況や周囲の状況を観る力をつける
	1		②歩行者・自転車・二輪車など道路利用者が混在していることを認識する
1			③更干婦の方間運行は各陸市が増すので、とは極美が実によりまでもで
1			③悪天候や夜間運行は危険度が増すので、より慎重な運行が必要である
			④ドライブレコーダーや実技を通して危険回避を習得する
			⑤常に乗客や運転のことを考えながら運行できる安全教育を実施する
	445		
	11月	1. 運転者の適正に応じた安全運転	1. 事故・初任者・高齢者の適正診断の受診
1			2. 受診結果について、指導を通して運転者を自覚させる
			3. 受診結果を踏まえて、「認知・判断・操作」が確実に実施できるように指導する
			・ へに対象をとれてくい。
	12月	1. 交通事故に係る運転者の生理的及び	1. 過労状態、飲酒、運転技術の過信、焦る気持ちが事故の原因である認識
		心理的要因とこれらへの対処方法	一
		10年前交換にこれの 10万万度万万	2. 過労運転防止の留意点、拘束時間・休憩時間・連続運転・健康管理・悩み事など
1			3. 飲酒運転防止の留意点、乗務前日の飲酒禁止、酒量の自己判断など
1 1			
1 1		2. 年末年始輸送安全点検の実施	1. 特に交通量の増、雪道、飲酒の機会の多い時期なので、チック項目に従って確実に実行
1 1	1月	1. 健康管理の重要性	1. 健康に起因する、脳や心臓、糖尿病、眠さ防止の薬服用などについて、健康診断と適切
1 1			な治療の指導を行う
			2. プロ運転者としての自己管理の重要性と疾病が運転に与える影響について指導する
			こうことが自己していることをはて状例が遅転に与える影響について指導する
	2月	1. ドライブレコーダーの記録を利用した運転	1 運転者からとわけっかい のお生また よ 担人 バライボ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	_/.	者の運転特性に応じた安全運転	1. 運転者からヒヤリ・ハットの報告があった場合、ドライブレコーダーの記録により加速装置
1		日の足松村田に心じた女主連私	制動装置及び舵取り装置の急な操作の有無並びに車間距離の保持、その他法令順守
1 1			状況を確認し、運転者に特性を確認したうえで、必要な指導を行う
		○ 田孙与春四十二十八十十十十四十八十	
		2. 異常気象時における対処方法	1. 現場状況も含めて、運行管理者と連絡を取り合いながら、安全第一の運行を心がける
			マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		3. 非常信号用具、非常口、消火器の取扱	1. 現物や実車にて確認する
	3月	1. ドライブレーダーの記録を活用したヒヤリ・	1. ドライブレコーダーの記録から、全乗務員に共有するための研修会や事例検討を行う
		ハット体験などの自社内での共有	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		2. 安全性の向上を図るための装置を備える	1 中人姓氏人名特里大维克人登记录 4 克克里克 1 克里克 1 克克里克 1 克里克 1 克克里克 1 克里克 1 克克里克 1 克克克克 1 克克克克克 1 克克克克克克
		4. メエロツ門上で図るための表世で開える	1. 安全性向上の装置を備えた貸切バスを運転する場合は、装置や機能への過信や誤った
		貸切バスの適切な運転方法	使用方法が事故の要因となった事例を説明し、貸切バスの安全運転方法を理解させる

八千代交通株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係わる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声を 真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が 最も重要であるという意識を徹底させる。
 - 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チエック、改善を確実に実施し、安全対策 を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず 輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公 表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げ事項を実施する。
 - 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共

有すること。

五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全 を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 (社長等の責務)

- 第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
 - 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を 講じる。
 - 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 - 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かど うかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第八条 次に掲げるものを選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
 - 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
 - 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に 定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び選任)

- 第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす 者の中から安全統括管理者を選任する。
 - 2 安全統括管理者が、次の各号のいずれかに該当することとなった時は、当該管理者 を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の故障その他のやむをえない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全 統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれ があると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
 - 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識 を徹底すること。
 - 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査 を行い、経営トップに報告すること。
 - 六 経営トップに対し、輸送の安全確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 - 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
 - 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
 - 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者などとの双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制 は別に定めるところによる。
 - 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局 等に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のため の教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全等管理者が指名する者を実施責任者として、 安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくても一年に一回以上、適切な時 期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他の特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
 - 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項 において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講じる。

(苦情の公開)

- 第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係わる情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係わる情報について、毎事業年度の経過後百日以内に外部に対して公表する。
 - 2 事故発生後における再発防止策など、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた 改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第十八条 本規程は、業務の実態に応じて、定期的に及び適時適切に見直しを行う、
 - 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等記録し、これを適切に保存する。
 - 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は 別に定める。